

**「公共サービス改革基本方針(改訂)」  
(平成21年7月10日閣議決定)**

**7. 刑事施設関連業務**

事項名	措置の内容等	担当府省
<p>刑事施設の運営業務</p>	<p>○ 刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。)の運營業務(被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に義務を課す処分を伴う業務を除く。以下同じ。)について、平成21年度中に刑事施設の一部を対象に民間競争入札を実施し、平成22年度から落札者による事業を実施する。民間競争入札の実施に当たっては、民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるように留意するとともに、地方公共団体との連携に配慮しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等を勘案して対象とする刑事施設を選定する。</p> <p><b>【措置に関する計画の策定】</b> 上記措置を前提に、平成21年度に実施する入札等の対象範囲・実施予定時期、契約期間、入札等の対象刑事施設の数・所在地、平成22年度以降の拡大措置等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年8月末までに策定する。</p> <p><b>【適用される法令の特例措置】</b> 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例</p> <p><b>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】</b> 刑事施設の運營業務については、当分の間、「国の行政機関等の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に盛り込まれた刑事施設関係の業務見直しの内容を踏まえて、平成21年度に実施する民間競争入札に係る事業の実施状況を検証しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について検討する。</p>	<p>内閣府及び法務省</p>